

【重要】東日本大震災被災者に対する平成 26 年度の経済的支援について（手続詳細）

東日本大震災被災者のうち、平成 26 年度については、以下のとおりの支援を行います。本学の通学課程・通信教育課程に学ぶ大学生、大学院生(いずれも新入生含む)で、支援を希望される方は、所定の期間に申請手続をお取りください。(なお平成27年度以降の支援は未定です。)

学費等の減免について

(1) 対象者

平成 26 年度入学者および在学生のうち、本人又は学費納付者が被災し(※1)、かつ、経済的な支援を必要とする方(※2)。

(※1)被災とは、先の東日本大震災で、災害救助法の適用地域(東京都を除く)に震災当時、学費納付者若しくは本人が居住しており、次のいずれかにあたる場合をいいます。

- ・家屋が全壊、全焼、全流失、大規模半壊、半壊の被害を受けた場合。(※一部損壊を除く)
- ・本人又は学費納付者が福島原発の警戒区域又は計画的避難区域に居住していたため、生活に大きな支障を生じた場合。
- ・主たる家計支持者が死亡(行方不明を含む)した場合。

(※2)経済的な支援を必要とする方とは、次の条件を満たす場合とします。

文部科学省が経常費補助金授業料減免事業等学生支援経費に定める下記の家計基準を満たす者。

<給与所得者：841万円以下、給与所得者以外：355万円以下>

この家計基準とは、学生本人の父母又はこれに代わって家計を支えている人(主たる家計支持者一人)の収入金額をいい、目安として「給与所得者」にあつては源泉徴収票の支払金額(税込み)とし、「給与所得者以外」にあつては確定申告等の所得金額(税込み)とします。家計基準の金額については、原則として、提出された平成 26 年度の「所得証明書」(平成 25 年 1 月～12 月の 1 年間の所得)において、所得の多い方の金額にて判定いたします。

(2) 支援内容

①検定料の返還 (平成 26 年度入学者のみ)

出願時に本学に払込み済の全ての検定料(選考料)を返還します。

②入学金、授業料等の減免

入学金(平成 26 年度入学者のみ)・授業料・施設設備費・学生図書費・実験実習料・スクーリング受講料(通信教育課程のみ)、中・高建設臨時施設費(中高のみ)、総合計の半額について納付を免除します。

なお、通学生(学部)については、泉会会費、泉会賛助金(平成 26 年度入学者のみ)、泉会学園事業援助費(平成 26 年度入学者のみ)の全額を免除します。

③寮費減免

平成 26 年度の寮生には以下の支援を行います。

- ・学納金等の半額減免が決定した方については、食費及び雑費を除く平成 26 年度の寮費(通学課程の新入生は入寮費も含む)の半額を免除します。

(3) その他の支援

平成 26 年度学費等の減免が決定した方には、通学課程においては 10 万円、通信教育課程においては 5 万円の修学支援金を配付いたします。

(4) 申請手続について

申請書類配付期間に各所属キャンパスの経理課・西生田総務課にて書類を受け取り、書類提出期間内に書類一式を学生課・通信教育課へ提出してください。

【留意事項】

<通学課程・通信教育課程共通>

- ・平成 25 年度に学費減免措置を受けた方で、平成 26 年度も減免措置を希望する場合は、あらためて申請手続をしてください。

<通学課程>

- ・申請書類を受け取った方は、前期学費の納入期限が 9 月 19 日まで延長となります。後日あらためて平成 26 年度の学費等の請求をさせていただきますので (8 月上旬送付予定)、それが届いてから学費を振り込んでください。
- ・寮費については、学費と同様に納入期限が延長となります。後日あらためて平成 26 年度の寮費を請求させていただきますので (8 月上旬送付予定)、それが届いてから寮費を振り込んでください。
- ・本申請をされた場合、給付の「日本女子大学桜楓奨学金」(対象：通学課程学部生)を申請することはできません。

<通信教育課程>

- ・通信教育課程在学学生については、授業料・前期のスクーリング受講料・寮費等は、一旦納入後、後日精算いたします。
- ・通信教育課程新入学生については、一旦納めていただいた初年度納入金は、後日精算させていただきます。

【申請書類配付期間】

下記のとおり申請書類を配付します。通信教育課程の方は通信教育課へ連絡してください。

配付期間： 2014 年 4 月 1 日 (火) ～ 5 月 30 日 (金) 《厳守》

配付場所： <目白キャンパス> 経理課 (百年館高層棟 1 階)

<西生田キャンパス> 西生田総務課 (九十年館 A 棟 1 階)

【申請書類提出期間】

下記の期間に申請書類を各所属キャンパスの学生課へ提出してください。通信教育課程の方は通信教育課へ提出してください。

提出期間： 2014 年 6 月 2 日 (月) ～ 6 月 20 日 (金) 《厳守》

提出先： 学生課(目白:百年館高層棟 1 階、西生田:九十年館 A 棟 1 階)

通信教育課 (目白: 百年館高層棟 3 階)

※証明書類等の発行に時間がかかるなど期限に間に合わない場合は、事前に学生課・通信教育課へご相談ください。

【申請書類】

・「申請書」 〈全員必須〉

・市区町村発行の平成 26 年度(平成 25 年分の所得)「所得証明書」(または「課税証明書」) 〈全員必須・コピー不可〉

※家計支持者(父母。父母がいる場合はそれぞれ。父母がいない場合は代わって生計を支えている方で2人いれば2人それぞれ。)の所得証明書を提出してください。

無収入の場合は「非課税証明書」を提出してください。状況により「収入に関する事情書(所定用紙)」等もお出しいただく場合があります。

※「平成 26 年度(平成 25 年分)所得証明書(平成 25 年 1 月～12 月の 1 年間の所得)」の申請は、平成 26 年 1 月 1 日に住んでいた市区町村の役所で行うことになります。平成 26 年度の証明書発行が可能になるのは、通常、平成 26 年 6 月以降ですが、事前に役所のホームページ等で申請手続や発行時期について確認されることをお勧めいたします。

※通信教育課程で学費納付者が本人の方は、自分の所得証明書を提出し、同一世帯に所得のある方が自分の他にもいる場合は、その方の証明書も提出してください。

・市区町村発行の「り災証明書」〈原則全員必須・コピー可〉

※平成 25 年度に申請して減免措置を受けた方は、「り災証明書」の提出は不要です。ただし、内容が変更となった場合は、あらためて提出してください。事情により「り災証明書」が発行されない場合は、早めに、学生課・通信教育課までご相談ください。

・その他 〈該当する場合のみ提出〉

※本人又は学費納付者が福島原発の避難区域又は警戒区域に居住していたため、生活に大きな支障を生じた場合は、警戒区域等である旨の住所が確認できる公的な書類(住民票等)を提出してください。

※主たる家計支持者が死亡(行方不明を含む)した場合は、自治体等への届出書類および住民票(世帯全員分)を提出してください。

【結果通知】 2014 年 7 月 下旬(予定)

《お問い合わせ先》

東京都文京区目白台 2-8-1 学校法人日本女子大学(〒112-8681)

◆日本女子大学

通学課程 学生生活部学生課 Tel 03-5981-3316

通信教育課程 通信教育・生涯学習事務部通信教育課 Tel 03-5981-3213

<開室時間> 月～金曜日 9:00～16:30、土曜日 9:00～11:30